

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

## 評価実施機関名

宮崎県日南市長

## 公表日

令和5年10月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。また、地方税法の規定に従い、国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理            ②被保険者の属する世帯に対する、所得・人数の状況に応じた保険税の算出、賦課、更正及び減免            ③被保険者証、国民健康保険税納入通知書並びにその他通知書等の発行及び送付            ④適正な資格管理に必要な資料の提供等の求め            ⑤高額療養費や出産育児金、その他の保険給付に関する業務            ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)</p>
③システムの名称	<p>①市町村事務処理標準システム ②中間サーバー ③次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ④医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一第16項、第30項            番号法第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条            国保法第113条の3第1項、第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</li> </ul> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)</li> </ul> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長または国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)</li> </ul> <p>【別表第二省令における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康法第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
<p>①部署</p>	<p>市民生活部 市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
<p>請求先</p>	<p>総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 TEL 0987-31-1113</p>
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
<p>連絡先</p>	<p>市民生活部 市民課 保険係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 TEL 0987-31-1126</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第三項において準用する場合を含む。」、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)</li> </ul> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第2号第3号第4号第5号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ第7号ロ第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号ロ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号、第46条第1号第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号第二項</li> </ul>	<p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第140条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、119の項)</li> </ul> <p>【別表第二省令における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul>	事後	
平成30年4月1日	I-5-① 部署	国保年金課	市民生活部 市民課	事後	組織改編による変更
平成30年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	課長 隈本 啓治	市民課長	事後	
平成30年4月1日	I-7 請求先	総務課総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 TEL 0987-31-1113	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 TEL 0987-31-1113	事後	組織改編による変更
平成30年4月1日	I-8 連絡先	国保年金課国民健康保険係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 TEL 0987-31-1126	市民生活部 市民課 保険係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 TEL 0987-31-1126	事後	組織改編による変更
平成30年4月1日	II-1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-4-② 法令上の根拠	【別表第二省令における情報照会の根拠】 ・第20条、第25条、第26条	【別表第二省令における情報照会の根拠】 ・第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式の変更
令和2年11月30日	I-1-② 事務の概要	(追加)	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)	事後	
令和2年11月30日	I-1-③ システムの名称	①Acrocity国民健康保険(資格) ②Acrocity国民健康保険(給付) ③Acrocity国民健康保険税 ④MICJET番号連携サーバ ⑤中間サーバー ⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	①Acrocity国民健康保険(資格) ②Acrocity国民健康保険(給付) ③Acrocity国民健康保険税 ④MICJET番号連携サーバ ⑤中間サーバー ⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ⑦医療保険者等向け中間サーバー等 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
令和2年11月30日	I-3 法令上の根拠	(追加)	番号法第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国保法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和2年11月30日	I-4-② 法令上の根拠	(追加)	(オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年11月30日	II-1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月30日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】  ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、119の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】  ・第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による(医療に関する)給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)</p>	事後	
令和3年9月30日	II-1 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>①Acrocity国民健康保険(資格) ②Acrocity国民健康保険(給付) ③Acrocity国民健康保険税  ④MICJET番号連携サーバ ⑤中間サーバー  ⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ⑦医療保険者等向け中間サーバー等  ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>①Acrocity国民健康保険(資格) ②Acrocity国民健康保険(給付) ③Acrocity国民健康保険税  ④MICJET番号連携サーバ ⑤中間サーバー  ⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ⑦医療保険者等向け中間サーバー ⑧市町村事務処理標準システム等  ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。  ※①②③④については、令和4年10月24日⑧に移行。</p>	事前	
令和4年10月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<p>総合政策部 総務・危機管理課 総務係  宮崎県日南市中央通1丁目1番地1  TEL 0987-31-1113</p>	<p>総合政策部 総務課 内部統制係  宮崎県日南市中央通1丁目1番地1  TEL 0987-31-1113</p>	事後	
令和4年10月20日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月6日	I-1-1-② 事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。また、地方税法の規定に従い、国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理</p> <p>②被保険者の属する世帯に対する、所得・人数の状況に応じた保険税の算出、賦課、更正及び減免</p> <p>③国民健康保険税納入通知書等の発行及び送付</p> <p>④適正な資格管理に必要な資料の提供等の求め</p> <p>⑤療養費支給や被保険者証交付、医療費通知等の保険給付に関する業務</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)</p>	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。また、地方税法の規定に従い、国民健康保険税の賦課に関する事務を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理</p> <p>②被保険者の属する世帯に対する、所得・人数の状況に応じた保険税の算出、賦課、更正及び減免</p> <p>③被保険者証、国民健康保険税納入通知書並びにその他通知書等の発行及び送付</p> <p>④適正な資格管理に必要な資料の提供等の求め</p> <p>⑤高額療養費や出産育児金、その他の保険給付に関する業務</p> <p>⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)</p>	事後	
令和5年6月6日	I-1-1-③ システムの名称	<p>①Acrocity国民健康保険(資格) ②Acrocity国民健康保険(給付) ③Acrocity国民健康保険税</p> <p>④MICJET番号連携サーバ ⑤中間サーバー</p> <p>⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ⑦医療保険者等向け中間サーバー ⑧市町村事務処理標準システム等</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>※①②③④については、令和4年10月24日⑧に移行。</p>	<p>①市町村事務処理標準システム ②中間サーバー ③次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ④医療保険者等向け中間サーバー等</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事後	
令和5年10月23日	II 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	